



	<p>としての施工実績は、出資比率が〇〇パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が 64 点以下の場合、同種工事の施工実績として認めない。</p> <p>○ 同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告（入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。） 2-2 に記載されているもの</li> <li>当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）</li> </ul>
<p>⑥右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に（専任で）配置できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成〇年4月1日以降（完成し引渡しが進んでいるもの）に、1-5 ⑤の工事と同種の工事の施工経験を有する者（施工実績を条件とする場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>CORINS では、過去 15 か年度前までしか遡及できないので注意（工場製作を含む工事）</li> </ul> </li> </ul> <p>工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。</p> <p>この場合、工場製作のみが行われている期間に配置する主任技術者又は監理技術者については、上記施工経験は求めない。また、様式第 2 号「入札参加資格申請書」の技術者氏名等への記載及び配置予定技術者等の資格・施工経験の確認資料の提出も不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。</li> <li>建設業法第 26 条の規定により、請負金額に応じた専任の主任技術者又は下請契約の合計金額に応じた監理技術者を配置すること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>監理技術者資格者証の業種（業種を記載）</p> </div> <p>なお、他工事の主任技術者又は監理技術者との兼務の可否については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け、国総建第 316 号）等に基づき、発注者が判断する。</p> <p>○ 同種工事の施工経験をj確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告「共通事項」 2-2 に記載されているもの</li> <li>当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）</li> </ul>
<p>⑦技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。</p>	<p><b>【現場施工に着手する日が確定している場合】</b></p> <p>○年○月○日から専任で配置できること。</p> <p><b>【現場施工に着手する日が確定していない場合】</b></p> <p>1-6 の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して 20 日目から専任で配置できること（土曜日、日曜日及び祝日を含む）。</p> <p>（工場製作を含む工事）</p> <p>工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。</p>
<p>⑧右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>	<p>&lt;設計業務等の受託者&gt;</p> <p>〇〇市〇〇町〇-〇、〇〇〇</p> <p>&lt;当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者&gt;</p> <p>① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者</p> <p>② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
<p>⑨その他の条件</p>	<p>入札公告「共通事項」 2-1 記載のとおり</p>

1-6 入札日程

入札前の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）の提出	公告の日の翌日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前○時から午後○時まで ＜持参の場合＞午前○時から午後○時まで（申請書は、○部（正本1部、副本○部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手○円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参）	入札後審査型・ 共通事項2-2
入札参加資格の確認通知	○年○月○日（○）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は○○により通知する）	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前○時から午後4時まで ＊ 電子入札システムの場合は、送信後に○○事務所（TEL○○○）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参の場合＞午前○時から午後4時まで（契約条項を示す場所）	入札後審査型・ 共通事項2-4
上記の回答期限	○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札後審査型・ 共通事項2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	○年○月○日（○）＜公告の日（図面の販売をしない場合）＞から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：○○○（交付する方法を記載する。） 特記仕様書：○○○（交付する方法を記載する。） 図面：○○○（交付する方法を記載する。） なお、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事においては、設計書の代わりに数量書（参考資料）を交付する。	入札後審査型・ 共通事項2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前○時から午後○時まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞期間内の午前○時から午後○時まで ＜持参の場合＞期間内の午前○時から午後○時まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
上記の回答書縦覧等の期間	○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システムの場合＞○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前○時から午後○時まで、ただし最終日は午後○時まで ＜持参の場合＞開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書	入札後審査型・ 共通事項2-5
入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札後審査型・ 共通事項2-6
開札日時	○年○月○日（○） ○時○分	入札後審査型・

		共通事項 2-7
入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	開札の日から ○年○月○日(○)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) <b>期間内の午前○時から午後○時まで(契約条項を示す場所に持参すること。)</b>	入札後審査型・共通事項 2-2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から ○年○月○日(○)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) <b>午前○時から午後○時まで(契約条項を示す場所に提出すること。)</b>	入札後審査型・共通事項 2-4
上記の回答期限	○年○月○日(○)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札後審査型・共通事項 2-4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-7 設計図書等の交付方法

<p>① 設計図書等の交付 原則 PPIにより交付する。(必要により、有料で配布できる。)</p> <p>② 設計図書等の縦覧・貸出 ・ 契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

<p>電子入札システムに回答を掲載する。 &lt;縦覧の場合&gt; ・ 契約条項を示す場所で縦覧を行う。</p>
-------------------------------------------------------------------

1-9 その他

調査基準価格(又は最低制限価格)の設定	<p>どちらかを記載 ただし、総合評価方式は、全て低入札価格調査制度とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>調査基準価格の設定有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)</td> <td>最低制限価格の設定有 最低制限価格の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)</td> </tr> </table>	調査基準価格の設定有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)	最低制限価格の設定有 最低制限価格の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)
調査基準価格の設定有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)	最低制限価格の設定有 最低制限価格の補正(有・無) 補正率(0.8) (補正率は補正が有る場合に記載)		
前払金	請負代金の60%以内(ただし中間前払金20%を含む)		
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。		
契約書作成	要		
工程表の提出	要・不要		
工事工程月報	要・不要		
ISOを活用した監督業務	適用可		
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面		
火災保険付保の要否	要・否		
法定外の労災保険付保の要否	要・否		
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	有・無		

1-10 その他(該当する場合は記載)

本工事は過疎地域等を対象とした地域を守る事業者維持・育成入札です。

例

入 札 公 告（入札後審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出は原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体等による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参等によることができる。

(3) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	入札後審査型様式第2号
入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに入札参加資格確認資料を契約条項を示す場所へ提出すること。
同種工事の施工実績の確認（参加条件の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）工事カルテの写し等（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札後審査型・個別事項）1-5に記載）</li> <li>・ 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）</li> </ul> </li> </ul>
配置予定技術者等の資格・施工経験の確認（参加条件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を確認できる資料を提出すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者に関する資料を提出することができる。また、</li> </ul>

<p>の場合)</p>	<p>他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者としてすることができる。</p> <p>専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。なお、工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。また、工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。</p> <p>専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前であっても、入札保証金に相当する額を、契約後であっても、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。）。</li> <li>○ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。</li> <li>○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所技術者又は特定営業所技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所技術者又は特定営業所技術者を確認できる書類（写しで可））</li> <li>・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し</li> <li>・ 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し</li> </ul> </li> <li>○ 同種工事の施工経験を確認できる書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）工事カルテの写し等</li> </ul> </li> </ul> <p>（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札後審査型・個別事項）1－5に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）</li> </ul>
<p>許可通知書の写し</p>	<p>建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の通知書の写しを提出すること）</p> <p style="text-align: center;"><b>削除</b> <b>(R7.4.1以降公告)</b></p>
<p>入札参加資格</p>	<p>有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知書の写し</p>
<p>経営事項審査結果通知書の写し</p>	<p>建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し</p>

- ・ 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

### 2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載
質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

### 2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

### 2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得たときは書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	<電子入札システムによる場合> 入札書等受付期間に準じる。 <持参による場合> 入札書の提出に準じる。
様式	様式第6号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	<p>契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。</p>
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。</p> <p>低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p>
落札者の決定方法	<p>① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回つた場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。</p> <p>なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。</p> <p>② 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。</p>

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>① 入札保証金 免除。</p> <p>② 契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	<p>落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。</p>

<p>契約書の作成</p>	<p>① 契約の締結に当たっては、契約書（仮契約書〔要議決工事の場合〕）を作成しなければならない。（①-2 契約は、県議会の議決があったときに成立する。〔要議決工事の場合〕）</p> <p>&lt;仮契約書の作成を要する契約、法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。&gt;</p> <p>② 契約金額1億円以上の場合、①の契約の締結（仮契約書が必要な場合を除く。）は、静岡県電子契約システムにより行うことができる。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（静岡県電子契約運用要領 様式第1号（静岡県ホームページ「建設業のひろば」からダウンロード可））を「契約条項を示す場所」に、電子入札システム又はE-mailにより送信すること。なお、送信後、契約条項を示す場所まで電話連絡を行うこと。</p>
<p>暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置</p>	<p>① 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>* 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
<p>労働関係法令等遵守の誓約書の作成</p>	<p>事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。</p> <p>① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）</p> <p>② 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し</p>
<p>その他</p>	<p>① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止を行うことがある。</p> <p>また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。</p> <p>② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。</p> <p>③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>④ 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>⑥ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑦ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。</p> <p>⑧ 1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p>

	<p>⑨ 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。</li><li>・ 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-8 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。</li></ul> <p>⑩ 落札決定後に入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。</p> <p>ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>⑪ 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。（WTO 政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない）</p> <p>⑫ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。</p> <p>⑬ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 工事名

〇〇〇〇工事

(当初契約日 年 月 日)

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
  - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

\*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
  - イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
  - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所  
商 号  
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）